

○宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例施行規則

平成21年6月30日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例（平成21年宮古島市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(指定管理者の募集等)

第3条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）を公募する。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (3) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (4) 条例第6条の規定による申請の方法
- (5) 条例第7条の規定による選定の基準
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する指定管理者の募集をするときは、宮古島市役所掲示場又は市の広報等、必要な措置を講ずるものとする。

(指定申請書の様式等)

第4条 条例第6条に規定する申請書は、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- (1) 管理計画の概要
- (2) 申請者の概要
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号に規定する書面は、次に掲げる書面とする。

- (1) 申請資格を有していることを証する書面であって、次に掲げるもの
  - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
  - イ 法人以外の団体にあつては、団体の代表者の身分証明書

ウ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書面

エ 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度（以下「事業年度」という。）の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

(2) 団体等の経営状況を証明する書面であって、次に掲げるもの

ア 前事業年度の収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに類する書面（既に財産的取引活動をしている法人等のみ。ウにおいて同じ。）

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに類する書面（作成しているもののみ。）

ウ 事業年度の収支予算書及び事業計画書

エ 事業報告書を作成している場合にあっては、当該報告書

オ 団体等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書面又はこれらに類する書面

カ その他市長が必要と認める書面

（選定結果の通知）

第5条 市長は、条例第7条の規定による選定をした場合は、団体等に対し、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者選定結果通知書（様式第2号）により通知する。

（再度の選定）

第6条 市長は、前条の通知をした後、条例第7条において選定した指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事態が生じたときは、その選定を取り消し、条例第6条の規定により申請したもの（当該候補者を除く。）の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。

2 市長は、前項の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に対し、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者選定取消通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に対し、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者再選定結果通知書（様式第4号）により通知する。

（募集によらない指定管理者の候補者の選定等）

第7条 市長は、条例第1条の規定による施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる場合は、第3条の規定によらず、市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団

体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、条例第7条各号に掲げる選定基準によるものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、条例第12条の規定による告示後、速やかに指定管理者に対し、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者指定書（様式第5号）を交付する。

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、市長と施設管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告の様式)

第10条 条例第9条に規定する事業報告書は、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者事業報告書（様式第6号）によるものとする。

(指定の取り消し等)

第11条 市長は、条例第10条第1項の決定を命ずるときは、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者指定取消等命令書（様式第7号）により行う。

(利用の許可等)

第12条 条例第13条の規定により、海浜広場施設を利用しようとする者は、別に指定管理者が定める利用の申請に係る書面により指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を行ったときは、同項に規定する申請を行った者に対し、指定管理者が別に定める利用の許可に係る書面を交付するものとする。

3 第1項の許可を受けたものは、海浜広場施設を利用する際に、前項の利用の許可に係る書面を係員に提示しなければならない。

(利用の不許可通知)

第13条 指定管理者は、条例第13条の規定により利用の許可を行わなかったときは、当該

利用の許可を与えられなかったものに対し、指定管理者が別に定める利用の不許可に係る書面により通知する。

(利用の変更及び取消しの届出)

第14条 利用者は、条例第13条の規定により許可された内容の変更又は利用の取消しを行おうとするときは、指定管理者が別に定める海浜広場施設の利用の変更及び取消しの申請に係る書面に第11条第2項に規定する指定管理者が別に定める利用の許可に係る書面を添えて指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を行ったときは、同項に規定する申請を行ったものに対し、指定管理者が別に定める海浜広場施設の利用の変更及び取消しの許可に係る書面を交付するものとする。

3 第1項の規定により利用許可の内容の変更許可を受けたものは、当該変更後の利用許可の内容の変更及び取消しの申請を行うことができない。

4 第1項の規定により利用許可の内容の変更許可を受けたものは、その利用の際に、第2項の海浜広場施設の利用の変更及び取消しの許可に係る書面を係員に提示しなければならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前までに、宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設管理運営規則(平成17年宮古島市規則第143号)の規定によってなされた申請その他行為は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者指定申請書

年 月 日

宮古島市長 様

申請者 住 所  
団体等名  
代表者名  
電 話

㊦

宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設の管理について指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

1 事業計画書

- (1) 管理計画の概要
- (2) 申請者の概要
- (3) 管理運営に関する計画

2 その他関係書類

- (1) 法人の登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、規約等)
- (2) 定款及び寄付行為の写し
- (3) 納税証明書(国税及び地方税)
- (4) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録
- (5) その他市長が必要と認める書面

様式第2号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者選定結果通知書

年 月 日付で申請のありました指定管理者の候補者の選定については、下記のとおり指定管理者に選定したので通知します。

記

1 指定の期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者選定取消通知書

宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例施行規則第6条第2項の規定により、指定管理者の選定の取り消しを通知します。

記

1 理由

2 取り消し年月日

年 月 日

\*停止の場合は、停止する業務及び期間を記載すること。

様式第4号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者再選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の候補者の選定については、下記のとおり指定管理者に再選定したので通知します。

記

1 指定の期間

自 年 月 日  
至 年 月 日



様式第5号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者指定書

宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例第7条の規定により、下記のとおり指定管理者に指定する。

記

1 指定の期間

自 年 月 日  
至 年 月 日

様式第6号(第10条関係)

宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理事業報告書

年 月 日

宮古島市長 様

指定管理者 住 所  
団体等名  
代表者名  
電 話



宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例第9条の規定により、年度の事業について、次のおり報告します。

1 実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 事業報告

別 紙

様式第7号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古島市長



宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設指定管理者指定取消等命令書

宮古島市ふれあいの前浜海浜広場施設条例第10条第1項の規定により、指定管理者の指定の(取り消し・停止)を命ずる。

記

1 理 由

2 取り消し年月日  
年 月 日

\*停止の場合は、停止する業務及び期間を記載すること。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)